

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和3年1月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 TOKUYA大津瀬田店 大津市大萱六丁目字南川崎 2992 番ほか7筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 阪口 修弘
大津市大萱三丁目9番5号
- 3 変更しようとする事項 駐輪場の位置
 - (1) 変更前 届出書の添付図面記載のとおり
 - (2) 変更後 届出書の添付図面記載のとおり
- 4 変更年月日 令和2年12月26日
- 5 変更の理由 駐車場収容台数を増やすため
- 6 届出年月日 令和2年12月25日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 令和3年1月22日から令和3年5月24日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和3年5月24日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号